

住居確保給付金の再支給についてのお知らせ

(従来) 住居確保給付金の再支給

住居確保給付金は、原則1度のみ受給することができますが、住居確保給付金の受給終了後、雇用主による解雇(本人の責めに帰すべき理由による解雇等を除く)や会社の倒産等により職を失った場合に限り、再支給を受けることができます。(再支給申請時に収入要件等の支給要件を満たす必要があります。)

(新) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置について

上記のとおり、解雇や倒産等により職を失った方のみが再支給を認められていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、すでに受給が終了した方について、上記の理由によらない場合であっても、一定の要件を満たす場合に3か月間を限度(延長不可)として再支給が可能となります。特例措置としての再支給申請は、令和3年2月1日から令和3年3月31日までの間に行う必要があります。(延長され令和3年6月30日令和3年9月30日令和3年11月30日令和4年3月31日令和4年6月30日令和4年8月31日令和4年9月30日令和4年12月31日まで申請可能です。)

住居確保給付金再支給の要件

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失または喪失するおそれがあること。
- ② 申請日において離職・廃業の日から2年以内である。または給与等を得る機会が本人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、就労の状況が離職や廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職等の日において主たる生計維持者であること。
- ④ 再支給の申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が収入基準額以下であること。
- ⑤ 再支給の申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の有する現金や預貯金等、金融資産の合計額が限度額以下であること。

- ⑥ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練給付金）及び地方公共団体等が実施する類似の給付を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれも暴力団でないこと。

再支給申請時の必要書類について

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請時確認書
- ③ 本人確認書類
- ④ 離職休業中であることが確認できる書類（受給中と状況が変わっていない場合は省略可）
- ⑤ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入が確認できる書類の写し
- ⑥ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑦ 入居住宅に関する状況通知書（受給中と内容に変更がなく、不動産仲介業者等が再支給について同意されていることが確認できる場合は省略可。住居を喪失している場合はご相談ください。）
- ⑧ 賃貸借契約書の写し（受給中と住居や契約内容に変更がない場合は省略可）
- ⑨ ハローワーク受付票（離職者のみ）

※その他、必要に応じて「流山市くらしサポートセンターユーマット」から各種書類の提出を求めることがあります。

再支給期間中の求職活動要件について

- (1) 離職・廃業の方
 - ① ハローワークへの求職申込
 - ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと
 - ③ 月に1回以上の「流山市くらしサポートセンターユーマット」との面談（「求職活動等状況報告書」の郵送及び電話での報告も可）
 - ④ 月に1回以上のハローワークにおける職業相談（「職業相談票」の

提出が必要)

- ⑤ 月に1回以上の企業等への応募・面接の実施（「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入、提出が必要）
- (2) 休業等、就労機会が減少している方
- ① 月に1回以上の「流山市くらしサポートセンターユーマット」との面談（「就職活動等状況報告書」の郵送及び電話での報告も可）
 - ② 「流山市くらしサポートセンターユーマット」の支援方針に応じた活動を行うこと

※就職活動を怠った場合、支給を中止することがあります。

※緊急事態宣言期間中の就職活動については、個々の事情に応じて緩和等の対応を行っています。

【お問い合わせ】

流山市くらしサポートセンター ユーマット

電話：04-7197-5690

住所：流山市西初石3-101-21 鈴木ビル1F

受付時間：平日のみ 8:30~17:15

流山市役所

健康福祉部 社会福祉課

電話：04-7150-6079（直通）

住所：流山市平和台1-1-1

受付時間：平日のみ 8:30~17:15